

人材確保に悩む事業主の皆様へ

雇用管理に助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 雇用管理制度助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標を達成した場合に**最大72万円**を助成する制度です。

目標達成助成

以下5項目のうち、一つ以上を導入・実施した事業主に助成を行います。

- 1.研修制度（e-ラーニングなどを含む）
- 2.諸手当等制度（退職金制度など）
- 3.メンター制度（外部メンター制度含む）
- 4.健康づくり制度（肺がん検診など）
- 5.短時間正社員制度（保育事業主の方のみ）

支給までの流れ

① 雇用管理制度計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

② 雇用管理制度の導入・実施

雇用管理制度整備計画の実施期間内に導入・実施

③ 離職率の低下目標を達成

雇用管理制度整備計画期間の末日の翌日から12か月経過するまでの期間の離職率が、計画認定時に示した目標値を達成していること

④ 助成金57万円の支給（目標達成助成）

生産性要件を満たした場合は72万円の支給

低下させる離職率の目標値

労働者数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率ポイント	15%ポイント	10%ポイント	7%ポイント	5%ポイント	3%ポイント

注) 離職率をポイント分低下させると目標離職率が0%を下回る場合や、計画提出時に離職率が0%の場合は、目標離職率は0%となります。

裏面に続く（Q & A）

よくあるQ&A

1

Q. 誰に実施したら良いの？

A. 原則、**労働者全員への実施**が必要です。

2

Q. 就業規則はそのままで良いの？

A. 実施する雇用管理制度についての記載を加えるなど、**就業規則の改定が必要**です。

注) 労働者数が10人未満の場合は、**従業員全員に就業規則が周知されたことが確認できる書類**を提出してください。

3

Q. 生産性とは？生産性要件を満たすには？

A. 生産性とは、付加価値（営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課）÷雇用保険被保険者数で算出します。

生産性要件を満たすには、助成金の支給申請を行う直近の会計年度における生産性が、その3年度前に比べて**6%以上伸びていること**が要件です。

4

Q. 離職率目標は、具体的にどれだけ下げれば良いの？

A. **従業員数**によって異なります。（表面参照）

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。

助成金に関する詳細は、ポータルサイトの検索窓口で検索！
または、QRコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク